

告 示

埼玉県告示第六百十二号

埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第十六条第一項の規定により、令和八年埼玉県告示第五百七十一号（第一工場ごみ処理施設プラント更新事業に係る環境影響評価公聴会）により公告した次の公聴会の開催を中止する。

令和八年九月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 件名

第一工場ごみ処理施設プラント更新事業に係る環境影響評価公聴会

二 日時及び場所

ア 令和八年九月十一日（金）九時三十分から十一時まで

松伏町役場 第二庁舎三階 三〇一会議室

イ 令和八年九月十一日（金）十三時から十四時三十分まで

吉川市役所 庁舎三階 三〇三会議室

ウ 令和八年九月十一日（金）十五時三十分から十七時まで

越谷市役所 第三庁舎四階 環境経済部会議室

三 事業者の氏名及び住所

東埼玉資源環境組合 管理者 福田 晃

越谷市増林三丁目二番地一

四 中止の理由

公述の申出がなかったため